



平成 30 年 5 月 22 日

各 位

会社名 明和産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 大友伸彦
(コード番号 8103 東証第一部)
問合せ先 総務人事部長 西原信幸
(TEL.03-3240-9534)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を、平成 30 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、経営の意思決定および監督機能の強化と業務執行機能の分担を明確化することにより、経営機能と執行機能の双方を強化し、経営の機動性向上を図るとともに、コーポレート・ガバナンスのレベルアップを推進するため、本年4月1日をもって執行役員制度を導入することを2月14日に公表しておりますが、本日開催の取締役会で執行役員制度の導入に伴い、その位置づけを明確にするため、定款について所要の見直しを行うことを決議いたしました。

併せて、役付取締役は社長のみとし、副社長、専務及び常務は執行役員の地位とするため、取締役におけるこれらの地位の条文を削除する等、所要の見直しを行うことを決議いたしました。

2. 定款変更の内容

(下線は変更部分です)

現行定款	変更案
第 21 条 (代表取締役及び役付取締役) (条文省略)	第 21 条 (代表取締役及び役付取締役) (現行どおり)
2. 取締役会は、その決議によって取締役社長、 <u>取締役副社長及び専務取締役、常務取締役を選定することができる。</u>	2. 取締役会は、その決議によって <u>代表取締役の中から社長 1 名を選定する。</u>
第 22 条～第 29 条 (条文省略)	第 22 条～第 29 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>第 5 章 執行役員</u>
(新 設)	<u>第 30 条 (執行役員の設置)</u> <u>当社は、取締役会の決議により執行役員を選任し、業務の執行を行わせる。</u>
(新 設)	<u>第 31 条 (役付執行役員)</u> <u>取締役会は、その決議によって執行役員の中から社長を選定するほか、その他の役付執行役員を選定することができる。</u>

現行定款	変更案
<p data-bbox="443 315 544 342">(新設)</p> <p data-bbox="357 461 628 488">第5章 監査等委員会</p> <p data-bbox="204 535 564 562">第30条～第33条 (条文省略)</p> <p data-bbox="373 685 612 712">第6章 会計監査人</p> <p data-bbox="204 759 564 786">第34条～第37条 (条文省略)</p> <p data-bbox="373 833 612 860">第7章 計 算</p> <p data-bbox="204 907 564 934">第38条～第41条 (条文省略)</p>	<p data-bbox="810 315 1107 342">第32条 (執行役員規定)</p> <p data-bbox="836 349 1394 416"><u>執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規定による。</u></p> <p data-bbox="963 461 1235 488">第6章 監査等委員会</p> <p data-bbox="810 535 1203 562">第33条～第36条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="979 685 1219 712">第7章 会計監査人</p> <p data-bbox="810 759 1203 786">第37条～第40条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="979 833 1219 860">第8章 計 算</p> <p data-bbox="810 907 1203 934">第41条～第44条 (現行どおり)</p>

3. 日 程

変更のための株主総会開催日 平成 30 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日 平成 30 年 6 月 26 日

以上